

# 兵庫県公報

平成19年5月29日 火曜日 第1879号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処理施設設置許可申請書の概要（環境整備課）	2
○同 上（同）	2
○同 上（同）	3
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水質課）	4
○土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	5
○土地改良区の定款の変更認可（同）	6
○土地改良区の解散認可（同）	6
○市営土地改良事業の施行同意（同）	7
○市営土地改良事業の計画変更同意（同）	7
○基本測量を実施する旨の通知（契約管理課）	7
○道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	7
○同 上（同）	8
○道路の区域の変更、供用開始等（同）	8
○施設使用料の徴収事務の委託（県立歴史博物館）	9
<b>公 告</b>	
○税務職員身分証票無効公告（税務課）	9
○入札公告（自治情報課）	9
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（まちづくり課）	12
○大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	12
○大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同）	13
○入札公告（県立大学）	13
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○公職選挙法執行規程の一部を改正する規程	15
○昭和40年兵庫県選挙管理委員会告示第9号（公職選挙法第18条の規定による開票区の設置）の一部改正	16
<b>公安委員会規則</b>	
○兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	17
<b>公安委員会告示</b>	
○技能検定員審査の実施	89
○教習指導員審査の実施	90
<b>収用委員会告示</b>	
○収用の裁判手続開始決定	92
<b>正 誤</b>	
○平成19年5月15日付け兵庫県公報第1875号中	98

## 公布された法令のあらまし

## ●兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（公安委員会規則第9号）

道路交通法の一部改正により、自動車の種類として新たに中型自動車を、運転免許の種類として、新たに、中型自動車免許、中型自動車第二種免許及び中型自動車仮免許（以下「中型免許等」という。）を設けることとされることに伴い、中型自動車または中型免許等に係る規定を加える等、所要の整備を行うこととした。

## 告 示

## 兵庫県告示第 629 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第4項に基づき、産業廃棄物処理施設設置許可申請書及び生活環境影響調査書を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、兵庫県知事に生活環境保全上の見地からの意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名及び当該申請についての意見を記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県健康生活部環境管理局環境整備課に提出すること。

平成19年 5月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 1 申請者の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
兵庫県姫路市飾磨区構1111番地  
株式会社新生興業  
代表取締役 松 岡 幸 男
- (2) 産業廃棄物処理施設の設置の場所  
兵庫県たつの市龍野町中井字槻坂1111番1他21筆
- (3) 産業廃棄物処理施設の種類の種類  
産業廃棄物の最終処分場（安定型）
- (4) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類  
廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
- (5) 産業廃棄物処理施設の処理能力  
面積9,826.4平方メートル 容量47,673.1立方メートル
- (6) 申請年月日  
平成19年 2月 9日

## 2 縦覧期間

平成19年 5月29日（火）から同年 6月27日（水）まで

## 3 縦覧場所

兵庫県健康生活部環境管理局環境整備課

兵庫県西播磨県民局県民生活部環境課

## 兵庫県告示第 630 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第4項に基づき、産業廃棄物処理施設設置許可申請書及び生活環境影響調査書を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、兵庫県知事に生活環境保全上の見地からの意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名及び当該申請についての意見を記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県健康生活部環境管理局環境整備課に提出すること。

平成19年 5月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 1 申請者の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

兵庫県加古川市西神吉町宮前821-74

札馬砕石工業株式会社

代表取締役 石原 昌好

(2) 産業廃棄物処理施設の設置の場所

兵庫県加古川市志方町大澤字長池1032-7外1字12筆

(3) 産業廃棄物処理施設の種類

産業廃棄物の最終処分場（安定型）

(4) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

(5) 産業廃棄物処理施設の処理能力

面積40,668平方メートル 容量361,420立方メートル

(6) 申請年月日

平成19年 3月29日

2 縦覧期間

平成19年 5月29日（火）から同年 6月27日（水）まで

3 縦覧場所

兵庫県健康生活部環境管理局環境整備課

兵庫県東播磨県民局県民生活部環境課

兵庫県告示第 631 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第4項に基づき、産業廃棄物処理施設設置許可申請書及び生活環境影響調査書を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、兵庫県知事に生活環境保全上の見地からの意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名及び当該申請についての意見を記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県健康生活部環境管理局環境整備課に提出すること。

平成19年 5月29日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 申請者の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

兵庫県加古川市西神吉町宮前821-74

札馬砕石工業株式会社

代表取締役 石原 昌好

(2) 産業廃棄物処理施設の設置の場所

兵庫県加古川市志方町大澤字北山874外1字14筆

(3) 産業廃棄物処理施設の種類

産業廃棄物の最終処分場（安定型）

(4) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

(5) 産業廃棄物処理施設の処理能力

面積78,943平方メートル 容量1,315,500立方メートル

(6) 申請年月日

平成19年 3月29日

2 縦覧期間

平成19年 5月29日（火）から同年 6月27日（水）まで

3 縦覧場所

兵庫県健康生活部環境管理局環境整備課

兵庫県東播磨県民局県民生活部環境課

## 兵庫県告示第 632 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次とのとおり縦覧に供する。

平成19年5月29日

兵庫県知事 井戸 敏 三

## 1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

住友電気工業株式会社伊丹製作所

伊丹市昆陽北1丁目1番1号

所長 宮 下 通 永

- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地

住友電気工業株式会社伊丹製作所

伊丹市昆陽北1丁目1番1号

- (3) 特定施設に関する事項

種	類	63号ホ 塵ガス洗浄施設	
能	力	180㎡/分	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後7日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	11	12
	生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量 (単 位 mg/L)	50以下	50
	化 学 的 酸 素 要 求 量 (単 位 mg/L)	30以下	30
	浮 遊 物 質 量 (単 位 mg/L)	30以下	30
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単 位 mg/L)	1.2以下	1.2
	セ レ ン (単 位 mg/L)	1以下	1

	亜鉛 (単位 mg/L)	1以下	1
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)		0	6.7

備考 汚水等の処理は外部業者に委託するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成19年 5月29日から同年 6月19日まで
- (2) 場所 兵庫県健康生活部環境管理局水質課及び伊丹市市民部環境保全課

兵庫県告示第 633 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員 の退任及び就任の届出があった。

平成19年 5月29日

兵庫県知事 井戸敏三

1 揖保川南土地改良区

退任役員

役員 の 区分	氏 名	住 所
理 事	岸 野 謹 一	たつの市揖保川町金剛山434番地

2 蛸草土地改良区

退任役員

役員 の 区分	氏 名	住 所
理 事	山 口 辰 雄	加古郡稲美町蛸草208番地
同	大 北 純 雄	同 郡同 町蛸草513番地の 2
同	田 中 武 彦	同 郡同 町蛸草954番地
同	大 辻 末 一	同 郡同 町蛸草2578番地の 2
同	武 仲 允 好	同 郡同 町蛸草787番地
同	松 尾 正 巳	同 郡同 町蛸草1320番地の 1
同	福 田 清	同 郡同 町蛸草909番地の 1
同	大 西 種 弘	同 郡同 町蛸草332番地の 1
同	藤 本 一 三	同 郡同 町蛸草144番地
同	岩 本 隆 文	同 郡同 町蛸草683番地
同	宇 治 橋 弘	同 郡同 町蛸草1295番地の 1
同	松 尾 朝 一	同 郡同 町蛸草1120番地
監 事	藤 本 辨 二	同 郡同 町蛸草145番地の 1
同	松 田 勲	同 郡同 町蛸草1010番地
同	宮 本 義 明	同 郡同 町蛸草354番地の 1

就任役員

役員 の 区分	氏 名	住 所
理 事	沼 田 壽 一	加古郡稲美町蛸草47番地
同	山 口 斎	同 郡同 町蛸草163番地の 2
同	藤 原 隆	同 郡同 町蛸草857番地の 4
同	武 仲 雅 弘	同 郡同 町蛸草770番地の 2
同	岩 本 保	同 郡同 町蛸草814番地の 1
同	松 下 明 春	同 郡同 町蛸草673番地の 3
同	宮 本 義 明	同 郡同 町蛸草354番地の 1
同	大 辻 博 巳	同 郡同 町蛸草1382番地の 2

同	藤 本 善 文	同 郡同	町蛸草237番地
同	松 田 勲	同 郡同	町蛸草1010番地
同	宇 治 橋 弘	同 郡同	町蛸草1295番地の1
同	藤 田 弘	同 郡同	町蛸草851番地の3
監 事	吉 岡 進	同 郡同	町野寺161番地の2
同	藤 田 達 夫	同 郡同	町蛸草503番地の1
同	松 尾 朝 一	同 郡同	町蛸草1120番地

3 国岡土地改良区

退任役員

役員区分	氏 名	住 所
理 事	厚 見 侑 三	加古郡稲美町国岡3番地の4の3
同	鳴 瀧 隆 雄	同 郡同 町国岡766番地
同	岡 本 光 廣	同 郡同 町国岡1288番地
同	井 筒 谷 隆 史	同 郡同 町国岡906番地の4
同	繁 田 哲 郎	同 郡同 町国岡5丁目86番地
同	福 田 岩 夫	同 郡同 町国岡6丁目15番地
同	古 谷 英 雄	同 郡同 町国岡522番地
監 事	古 谷 博	同 郡同 町国岡695番地
同	庄 司 勇	同 郡同 町国岡1356番地の2

就任役員

役員区分	氏 名	住 所
理 事	厚 見 侑 三	加古郡稲美町国岡3番地の4の3
同	鳴 瀧 滋 司	同 郡同 町国岡926番地の3
同	岡 本 光 廣	同 郡同 町国岡1288番地
同	福 田 和 彦	同 郡同 町国岡908番地の1
同	繁 田 年 昭	同 郡同 町国岡5丁目37番地
同	福 田 豊 光	同 郡同 町国岡6丁目22番地
同	古 谷 和 夫	同 郡同 町国岡616番地
監 事	二 杉 博 隆	同 郡同 町国岡1375番地の1
同	藤 本 仁 至	同 郡同 町国岡3丁目33番地の1

兵庫県告示第634号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成19年5月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認 可 年 月 日
神戸市大沢土地改良区	平成19年5月16日

兵庫県告示第635号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、次の土地改良区の解散を認可した。

平成19年5月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認 可 年 月 日

西在田土地改良区

平成19年5月15日

## 兵庫県告示第636号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、次の市に係る土地改良事業の施行に同意した。

この同意について不服がある場合には、この同意があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この同意の取消しの訴えを提起することができる。

平成19年5月29日

兵庫県知事 井戸敏三

市の名称	事業名	地区名	同意年月日
篠山市	中山間地域総合整備事業	篠山東部地区	平成19年5月17日
同上	村づくり交付金	篠山西部地区	同上
朝来市	元気な地域づくり交付金（基盤整備促進）	山東2地区	平成19年5月11日

## 兵庫県告示第637号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項及び同法第48条第9項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、次の市に係る土地改良事業の計画変更に同意した。

この同意について不服がある場合には、この同意があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この同意の取消しの訴えを提起することができる。

平成19年5月29日

兵庫県知事 井戸敏三

市の名称	事業名	地区名	同意年月日
朝来市	中山間地域総合整備事業（一般型）	生野地区	平成19年5月11日

## 兵庫県告示第638号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成19年5月29日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
基本測量（基盤地図情報（標高・オルソ）作成作業）
- 2 作業期間  
平成19年5月1日から平成20年3月24日まで
- 3 作業地域  
尼崎市、伊丹市、宝塚市、川西市

## 兵庫県告示第639号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年5月29日から供用を開始する。

その関係図面は、平成19年5月29日から2週間、阪神北県民局県土整備部宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年5月29日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
国道 176号	宝塚市中筋2丁目245番1から 同市山本西2丁目48番1まで	旧	6.0から 17.0まで	152.0	
		新	6.0から 17.0まで 7.0から 14.0まで	152.0 158.0	

兵庫県告示第640号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年5月29日から供用を開始する。

その関係図面は、平成19年5月29日から2週間、但馬県民局県土整備部八鹿土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年5月29日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 山東大江線	朝来市山東町金浦字スクモ塚3126番1から 同市山東町金浦字スクモ塚627番5まで	旧	7.0から 13.0まで	193.0	
		新	13.0から 29.0まで	204.0	

兵庫県告示第641号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年5月29日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成19年5月29日から2週間、但馬県民局県土整備部八鹿土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年5月29日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考



県道 金 浦 和 田 山 線	朝来市山東町金浦字スクモ塚633番7から 同 市山東町野間字城ノ前1159番1まで	旧	3.0から 12.0まで	368.0
	朝来市山東町金浦字スクモ塚634番3から 同 市山東町野間字城ノ前1159番1まで	新	12.0から 20.0まで	340.0

兵庫県告示第 642 号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、公の施設の使用料の徴収事務を、マンパワー・ジャパン株式会社に次のとおり委託した。

平成19年 5月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 委託した歳入の名称  
歴史博物館使用料
- 2 委託した事務の範囲  
兵庫県立歴史博物館の利用に係る使用料の徴収
- 3 委託した相手方の所在地及び名称並びに代表者氏名  
姫路市白銀町50番地  
マンパワー・ジャパン株式会社  
姫路支店 支店長 坂 本 一 世
- 4 委託年月日  
平成19年 4月1日
- 5 徴収の方法  
マンパワー・ジャパン株式会社は、使用料の徴収については、納入の通知により行うものとし、当該使用料を徴収したときは、観覧券又は領収書を交付するものとする。  
なお、徴収の方法については、兵庫県立歴史博物館の観覧料に係る徴収事務委託契約書による。

公 告

税務職員身分証票無効公告

次の証票については、平成19年 3月31日紛失したので、当日以降これを無効とする。

平成19年 5月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

種 類	番 号	交 付 年 月 日
徴 税 吏 員 証	第 82166 号	平成16年 4月1日

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成19年 5月29日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 調達内容
  - (1) 業務件名及び数量  
適用業務システムの維持管理業務 一式
  - (2) 調達役務の特質等  
調達役務に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

## (3) 履行期間

平成19年10月1日(月)から平成22年9月30日(木) (3年間)

## (4) 履行場所

兵庫県企画管理部教育・情報局自治情報課

## (5) 入札方法

上記(1)の役務について入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更生手続開始の申立て、和議法(大正11年法律第72号)に基づく和議開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 3 申込書・入札書の提出等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企画管理部教育・情報局自治情報課 担当 網谷

電話(078)341-7711 内線2275

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成19年5月30日(水)から同年6月12日(火)まで(土曜日及び日曜日、祝日を除く。)

毎日午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 入札・開札の日時及び場所

平成19年7月9日(月)午後10時10分 兵庫県西館1階 小入札室

(4) 入札書の提出期限

(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、平成19年7月5日(木)午後5時までに(1)の場所に必着のこと。

## 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額に契約期間3箇年を乗じて得た額に消費税及び地方消費税当総額を加算した金額)の100分の5以上の額の入札保証金を平成19年6月5日(木)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争に参加を希望する者は、入札しようとする業務について、平成19年6月12日(火)午後

4時まで一般競争入札参加申込書及び「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写しを持参すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参、郵送等すること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、入札説明書に示す保険期間であること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、上記1(1)の業務の6箇月当たりの委託料（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(ア) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(イ) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity :

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the services to be required :

Application systems for host computer Maintenance service : 1 set

(3) Fulfillment period :

From October 1, 2007 through September 30, 2010

(4) Location :

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo Prefecture

Government Information Technology Division, Hyogo

(5) Deadline for the submission of tender application forms :

16:00 June 12, 2007

(6) Deadline for tender :

10:10 July 9, 2007 by direct delivery ;

17:00 July 5, 2007 by mail

(7) Person to contact concerning the notice :

Mr. Amitani, Government Information Technology Division, Hyogo  
Prefecture 5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo Prefecture 650-8567  
Tel (078) 341-7711 extension 2275

~~~~~

#### 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成19年5月29日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
芦屋市翠ヶ丘町36番から39番まで、40番1、41番、42番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
大阪市北区角田町1番1号 東阪急ビルディング内  
阪急不動産株式会社 代表取締役 箕原克彦
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成17年8月29日  
兵庫県指令神南（建）第1-4号（17芦屋）

~~~~~

#### 大規模小売店舗の変更に係る届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成19年5月29日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 センチュリーガーデンフレスポ  
所在地 三田市けやき台1丁目7番
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 大和リース株式会社  
代表者の氏名 梶本六夫  
住所 大阪市中央区農人橋二丁目1番36号
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
    - ア 変更前  
名称 センチュリーガーデンクレッセ
    - イ 変更後  
名称 センチュリーガーデンフレスポ
  - (2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前  
名称 大和工商リース株式会社
    - イ 変更後  
名称 大和リース株式会社
- 4 変更年月日  
平成19年4月1日
- 5 届出年月日  
平成19年5月11日

## 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

## (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び阪神北県民局県土整備部まちづくり課

## (2) 縦覧期間

平成19年5月29日から4月間

## 7 意見書の提出期限及び提出先

提出期限 平成19年10月1日

提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

## 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

平成19年5月29日

兵庫県知事 井戸敏三

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ザ・モール姫路

所在地 姫路市今宿2017-1

## 2 同法第8条第1項の規定により姫路市より聴取した意見の概要

騒音発生に係る事項について

敷地の南西の箇所において、夜間に発生する騒音の最大値の予測結果が、指針値を超過しているため、苦情発生時の対応・対策について検討しておくこと。

## 3 意見の縦覧場所及び縦覧期間

## (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び中播磨県民局県土整備部まちづくり課

## (2) 縦覧期間

平成19年5月29日から1月間

## 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成19年5月29日

契約担当者

兵庫県立大学事務局長 塚本隆文

## 1 調達内容

## (1) 調達物品及び数量

ニューズパル新ビームラインの製造の請負 一式

## (2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書及び仕様書等で指定する性能等を有すること。

## (3) 納入期限

平成20年3月31日（月）

## (4) 納入場所

大型放射光施設SPRING-8構内に位置する兵庫県立大学高度産業科学技術研究所ニューズパル実験研究棟内の指定した場所（赤穂郡上郡町光都1丁目1580番43）

## (5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て、和議法（大正11年法律第72号）に基づく和議開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 3 申込書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
〒678-1205 赤穂郡上郡町光都3丁目1番2号  
兵庫県立大学 高度産業科学技術研究所 担当 岸  
電話（0791）58-0249
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
平成19年5月29日（火）から同年6月12日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 入札・開札の日時及び場所  
平成19年7月11日（水）午前10時 兵庫県立大学 高度産業科学技術研究所1階 大会議室
- (4) 入札書の提出期限  
(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成19年7月9日（月）午後5時までに(1)の場所に必着のこと。

## 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
契約希望金額（入札書記載金額の100分の105）の100分の5以上の額の入札保証金（以下「保証金」という。）を平成19年7月9日（月）午後5時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県立大学事務局長（以下「事務局長」という。）を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を保証金に代えて提出すること。
- (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に事務局長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。
- (4) 入札者に要求される事項  
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で要求する書類を平成19年6月12日（火）午後5時までに上記3の(1)に提出すること。  
イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (5) 入札に関する条件  
ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参又は郵送等すること。  
イ 所定の額の保証金（保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに提出されていること。ただし、保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（入札日から平成19年7月中旬）までであること。  
ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。  
エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入

札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(ア) 初度入札に参加して有効な入札をした者

(イ) 初度入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書及び仕様書で示した調達を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity :

Takahumi Tsukamoto Director of Administrative Offices, University of Hyogo

(2) Nature and quantity of the products to be purchased :

Beam experiment system (1 set) should be given an order in the bid for contracting to construct one photon beam line of the "New SUBARU" synchrotron radiation light source for VUV and soft X-ray.

(3) Delivery time :

Not later than March 31, 2008

(4) Delivery place :

The place that was appointed in the "New SUBARU" experimental study Ridge (1-1580-43, Kotoo, Kamigoori-cho, Akoo-gun) of University of Hyogo, Laboratory of Advanced Science and Technology for Industry at SR-site located at large-sized synchrotron radiation institution SPring-8

(5) Qualification for participating in the tendering procedures :

person who is approved that offering of device shown by this public announcement is possible.

(6) The acceptance time limit for tender enroll application form :

since May 29 to June 12, 2007 (without Saturday, Sunday) since 9:00 to 17:00 in everyday (without since 12:00 to 13:00) .

(7) Time-limit for tender :

July 11, 2007

(8) Contact point for the notice :

Mr. Kishi, Laboratory of Advanced Science and Technology for Industry,  
University of Hyogo, 3-1-2, Kotoo, Kamigoori-cho, Akoo-gun  
Tel : 0791-58-0249

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第30号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年5月29日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 柏木 保

## 公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公職選挙執行規程（昭和47年選挙管理委員会告示第43号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 4 令第59条の5の4（特定国外派遣隊員の不在者投票の特例）第7項の規定による投票用封筒に押すべき印は、当該市町委員会の印とする。

第4条の次に次の1条を加える。

第4条の2 在外選挙執行規則（平成11年自治省令第2号）第23条（投票用紙及び投票用封筒を発送する日）第3号の規定により県委員会が定める日は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日とする。

- (1) 衆議院議員又は参議院議員の統一対象再選挙（法第33条の2（衆議院議員及び参議院議員の再選挙及び補欠選挙）第2項に規定する統一対象再選挙をいう。以下同じ。）又は補欠選挙が同項の規定により行われる場合 9月16日から翌年の3月15日までに当該選挙を行うべき事由が生じた場合は当該期間の直後の3月16日、3月16日からその年の9月15日までに当該選挙を行うべき事由が生じた場合は当該期間の直後の9月16日
- (2) 衆議院議員又は参議院議員の統一対象再選挙又は補欠選挙が法第33条の2第3項又は第4項の規定により行われる場合 当該選挙を行うべき事由が生じた旨を県委員会が告示した日又は参議院議員の任期満了の日前60日に当たる日のいずれか遅い日
- (3) 衆議院議員若しくは参議院議員の再選挙が法第33条の2第1項の規定により行われる場合又は参議院議員の統一対象再選挙若しくは補欠選挙が同条第5項の規定により行われる場合 当該選挙を行うべき事由が生じた旨を県委員会が告示した日

- 2 法第33条の2第7項の規定の適用がある場合において、前項の規定の適用については、同項第1号中「当該選挙を行うべき事由」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第2項に規定する遅い方の事由」と、同項第2号中「当該選挙を行うべき事由」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第3項又は第4項に規定する遅い方の事由」と、同項第3号中「当該選挙を行うべき事由」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第1項又は第5項に規定する遅い方の事由」とする。

## 附 則

この規程は、平成19年6月1日から施行する。ただし、第4条第4項の改正規定は、公布の日から施行する。

## 兵庫県選挙管理委員会告示第31号

昭和40年兵庫県選挙管理委員会告示第9号（公職選挙法第18条の規定による開票区の設置）の一部を次のとおり改正する。

平成19年5月29日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 柏木 保

姫路市第1開票区の欄中「、船津投票区、置塩第1投票区、置塩第2投票区、置塩第3投票区、置塩第4投票区、古知第1投票区、古知第2投票区、前之庄第1投票区、前之庄第2投票区、前之庄第3投票区、山之内第1投票区、山之内第2投票区、筋野投票区、上菅投票区、菅生第1投票区、菅生第2投票区、香呂第1投票区、香呂第2投票区、香呂第3投票区、香呂第4投票区、香呂第5投票区、香呂第6投票区、香呂南第1投票区、香呂南第2投票区、中寺第1投票区、中寺第2投票区、中寺第3投票区、中寺第4投票区、中寺第5投票区、安富南第1投票区、安富南第2投票区、安富南第3投票区、安富南第4投票区、安富南第5投票区、安富北第1投票区、安富北第2投票区及び安富北第3投票区の区域を合わせた区域」を「及び船津投票区の区域を合わせた区域」に改め、姫路市第2開票区の欄中「、白浜第3投票区、家島第1投票区、家島第2投票区、家島第3投票区及び坊勢投票区の区域を合わせた区域」を「及び白浜第3投票区の区域を合わせた区域」に改め、姫路市第2開票区の項の次に、以下の項を加える。

姫路市第3開票区 家島第1投票区、家島第2投票区、家島第3投票区及び坊勢投票区の区域を合わせた区域



姫路市第 4 開票区 置塩第 1 投票区、置塩第 2 投票区、置塩第 3 投票区、置塩第 4 投票区、古知第 1 投票区、古知第 2 投票区、前之庄第 1 投票区、前之庄第 2 投票区、前之庄第 3 投票区、山之内第 1 投票区、山之内第 2 投票区、勘野投票区、上菅投票区、菅生第 1 投票区、菅生第 2 投票区、香呂第 1 投票区、香呂第 2 投票区、香呂第 3 投票区、香呂第 4 投票区、香呂第 5 投票区、香呂第 6 投票区、香呂南第 1 投票区、香呂南第 2 投票区、中寺第 1 投票区、中寺第 2 投票区、中寺第 3 投票区、中寺第 4 投票区、中寺第 5 投票区、安富南第 1 投票区、安富南第 2 投票区、安富南第 3 投票区、安富南第 4 投票区、安富南第 5 投票区、安富北第 1 投票区、安富北第 2 投票区及び安富北第 3 投票区の区域を合わせた区域

## 公安委員会規則

兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 5月29日

兵庫県公安委員会

委員長 小倉修悟

### 兵庫県公安委員会規則第 9 号

#### 兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

兵庫県道路交通法施行細則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項第 2 号ア中「第74条の 2」を「第74条の 3」に改め、同号キ中「第32条の 2 第 4 号」を「第32条の 3」に改め、同項第 3 号中「第74条の 2」を「第74条の 3」に、「申出」を「申請」に改め、同項第 4 号中「申出」を「申請」に改め、同項第 5 号エ中「申出」を「申請」に改め、同号カを次のように改める。

カ 法第108条の 2 第 1 項第 4 号から第 8 号まで（大型車講習、中型車講習、普通車講習、大型二輪車講習、普通二輪車講習、原付講習、大型旅客車講習、中型旅客車講習、普通旅客車講習、応急救護処置講習（一）及び応急救護処置講習（二））に掲げる講習の申請

第 1 条第 1 項第 5 号キ中「申出」を「申請」に改め、同号ケ中「第 2 項」を「第 3 項」に改め、同号コ中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同号サを次のように改める。

サ 規則第18条の 5（限定解除審査の申請の手続）の申請

第 1 条第 2 項中「届出、申請及び申出」を「届出及び申請」に改め、同項第 6 号から第 11 号までの規定中「申出」を「申請」に改め、同条第 3 項中「及び申出」を削り、同項第 2 号及び同条第 4 項中「申出」を「申請」に改める。

第 9 条第 2 号中「大型自動車」の右に「、中型自動車」を加える。

第 9 条の 2 第 1 項中「第74条の 2」を「第74条の 3」に改める。

第 9 条の 4 の見出し中「申出等」を「申請等」に改め、同条第 1 項中「教習申出書」を「教習受講申請書」に改める。

第 9 条の 5 中「第74条の 2」を「第74条の 3」に改める。

第 9 条の 6 の見出し中「申出」を「申請」に改め、同条中「安全運転管理者等講習受講申出書」を「安全運転管理者等講習受講申請書」に改める。

第12条の見出し中「願い出又は」を削り、同条第 1 項を次のように改める。

法第91条の規定により免許に付された条件（運転することができる自動車等の種類の限定を除く。）の解除又は変更の申請をしようとする者は、条件解除（変更）審査申請書（様式第32号）を提出するものとする。

第12条第 2 項中「第32条の 2 第 4 号」を「第32条の 3」に改める。

第15条第 1 項中「第34条第 2 項」を「第34条第 3 項」に、「同条第 3 項」を「同条第 4 項」に改め、同条第 2 項中「第34条第 2 項」を「第34条第 3 項」に、「同条第 3 項」を「同条第 4 項」に改める。

第17条第 1 項中「運転免許試験合格決定取消し通知書」を「運転免許試験合格決定取消通知書」に改める。

第17条の 2 を次のように改める。

（免許用写真の添付が不要となる場合）

第17条の 2 次の各号に掲げる届出、申請又は申出をしようとする者は、当該届出、申請又は申出を行う場合においては、免許用写真の添付を要しない。ただし、当該届出、申請又は申出をしようとする者が、法第94条第 2 項の規定による免許証の再交付の申請を併せてしようとする場合又は法第103条若しくは第103条の 2

の規定により免許の効力を停止されているものである場合にあっては、この限りでない。

(1) 法第94条第1項の規定による公安委員会の管轄区域を異にした住所の変更に係る免許証の記載事項の変更の届出

(2) 別表第4に掲げる者を經由して行う法第101条第1項又は第101条の2第1項の規定による免許証の更新の申請

(3) 免許課長を經由して行う法第104条の4第1項後段に規定する他の種類の免許を受けたい旨の申出  
第18条第2項を次のように改める。

2 法第90条第6項、第102条第1項、同条第2項、第103条第5項又は第107条の4第1項に規定する適性検査を行うときは、検査依頼書(様式第41号)により当該検査を医師に依頼するものとする。

第18条第3項中「令第37条の7第1号に規定する検査の申出」を「法第102条第2項に規定する適性検査の受検の申請」に、「臨時適性検査申出書」を「臨時適性検査申請書」に改め、同条に次の1項を加える。

4 法第90条第6項及び第103条第5項の規定による命令は、適性検査を受けるべき者に対しては適性検査受検命令書(様式第41号の2の2)により、診断書を提出すべき者に対しては診断書提出命令書(様式第41号の2の3)により行うものとする。

第19条第1項及び第2項中「申出」を「申請」に改め、同条第3項中「第8号の2」を「第8号」に、「取得時講習受講申出書」を「取得時講習受講申請書」に改め、同条第4項中「指定自動車教習所職員講習受講申出書」を「指定自動車教習所職員講習受講申請書」に改め、同条第5項中「初心運転者講習受講申出書」を「初心運転者講習受講申請書」に、「の申出」を「の申請」に改め、同条第6項中「更新時講習受講申出・手数料納入書(特定失効者用)」を「更新時講習受講申請書(特定失効者用)」に改め、同条第7項中「高齢者講習受講申出書」を「高齢者講習受講申請書」に、「の申出」を「の申請」に改め、同条第8項中「違反者講習受講申出・通知手数料納入書」を「違反者講習受講申請書」に、「の申出」を「の申請」に改め、同条第9項中「特定任意講習受講申出書」を「特定任意講習受講申請書」に、「任意高齢者講習受講申出書」を「任意高齢者講習受講申請書」に、「の申出」を「の申請」に改める。

第21条中「第16項」を「第15項」に、「普通車講習終了証明書、大型二輪車講習終了証明書、普通二輪車講習終了証明書、応急救護処置講習(一)終了証明書、応急救護処置講習(二)終了証明書、原付講習終了証明書、大型旅客車講習終了証明書又は普通旅客車講習終了証明書」を「大型車講習終了証明書、中型車講習終了証明書、普通車講習終了証明書、大型二輪車講習終了証明書、普通二輪車講習終了証明書、原付講習終了証明書、大型旅客車講習終了証明書、中型旅客車講習終了証明書、普通旅客車講習終了証明書、応急救護処置講習(一)終了証明書又は応急救護処置講習(二)終了証明書」に改める。

第22条中「第16項」を「第15項」に改める。

第24条第4項中「指定講習機関の指定の取消し通知書」を「指定講習機関の指定の取消通知書」に改め、同条第5項中「公示事項等の変更の届出について」を「指定講習機関に係る公示事項等変更届」に改める。

第26条第4項中「公示事項等変更届」を「認定教育実施者に係る公示事項等変更届」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第1条の2関係）

緊急自動車 指定申請書  
道路維持作業用自動車

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住所  
(所在地)  
申請者 氏名 (名称及び代表者の氏名) ㊟  
電話 ( )

次により緊急自動車の指定を申請します。  
道路維持作業用自動車

指 定 申 請 の 種 別					
使 用 の 目 的					
使 用 し よ う と す る 自 動 車		自動車登録 番号又は 車両番号		自動車の 種 類	
		車 名		用 途 又は 外 形	
		車台番号		乗車定員	人
使 用 者	住 所 (所在地)				
	氏 名 〔 名 称 及 び 代 表 者 〕				
使 用 の 本 拠 の 位 置					

- 注 1 申請者が法人であるときは、その所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。  
 2 「自動車の種類」欄は、道路交通法上の大型自動車、中型自動車、普通自動車、大型自動二輪車又は普通自動二輪車のうち該当するものを記載すること。  
 3 「用途又は外形」欄は、パトカー、白バイ、セダン、ライトバン、ルートバン、マイクロバス、ダンプカー、トラック等と具体的に記載すること。  
 4 「使用者」欄は、使用者が法人であるときは、その所在地、名称及び代表者を記載すること。

様式第 2 号 (表) 中「兵庫県公安委員会指定第 号」を「第 号」に、

「氏 名  
(名 称)」を「氏 名  
〔名 称〕  
〔及 び〕  
〔代 表 者〕」に改める。

様式第 3 号 (表) 中「兵庫県公安委員会指定第 号」を「第 号」に、

「氏 名  
(名 称)」を「氏 名  
〔名 称〕  
〔及 び〕  
〔代 表 者〕」に改める。

様式第 4 号を次のように改める。